守口市立八雲中学校 PTA 個人情報取扱規則

※この規則は八雲中学校 PTA 会則(第11章第25条)に則り策定しています

(目的)

第1条 この規則は、守口市立八雲中学校 PTA (以下、「本会」という)が取得又は保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、名簿(役員・運営委員・構成員等)、事業などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長(または代行者)とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、実行委員会構成員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知り得ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときには、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌、資料配布等で会員に周知する。

(利用)

- 第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
 - (1) PTA 会費の徴収、管理業務
 - (2) 文書の送付、事業活動等の連絡
 - (3) 役員・実行委員・委員会構成員、事業参加者等の名簿の作成

- (4)役員候補者指名等の推薦活動
- (5) 広報紙等への掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成 に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 10 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また不要となった個人情報は、管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策 ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また個人情報を持ち出す場合は、 電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

- 第 12 条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条に規定する場合を除く。)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
 - (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供する対象者の氏名
 - (3) 提供する情報の項目
 - (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第 14 条第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く。)から個人情報の提供を受けるときには、次の項目について記録を作成し保存する。
 - (1) 第三者の氏名
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯

- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失を含む。) したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会における個人情報データベースの取扱者(実行委員会構成員)に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(改正)

- 第 19 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員ならびに実行委員会で審議し、 その承認をもって改定することができる。この場合において本規則を改定した場合は、 第7条に定める周知方法をもって会員へ周知することとする。
- 附則 この規則は、平成31年3月4日より施行する。